

2 計画的な立入検査の推進方策について

【今回の火災における課題】

(1) 立入検査の確実な実施

立入検査のマニュアルにおいては、重点的、効率的・効果的な実施のため立入検査実施計画を策定し、危険性の高い防火対象物への立入検査が長期間未実施とならないよう定めているが、今回火災が発生した建物においては、9年間査察が行われていなかった。

(2) 危険性を踏まえた立入検査の実施

立入検査のマニュアルにおいては、防火対象物の危険実態に応じて立入検査の必要性を検討し、立入検査実施計画を策定することとしているが、防火安全上、特に重要な建築基準法への適合状況については明記されていない。

福山地区消防組合における検証結果

- ・ 査察規程に基づき計画するという意識が希薄であった。
- ・ 査察実施計画の作成手順がルール化されていなかった。
- ・ 査察実施計画の作成段階において、最終査察実施日を考慮していなかった。

【対応の考え方】

- 優良な対象物と人命危険の高い対象物を同列にして「〇年に1回」などと機械的に立入検査をしていたのでは、危険な対象物を改善させるための体制として不十分
- 一定のふるい分けをして、**人命危険の高い対象物の検査頻度を上げていく**整理が必要
- 人命危険に関するふるい分けとしては、用途、規模、違反等の状況のみならず、既存不適格の建築物などについて、**旧適マーク基準の建築構造3項目(建築構造等、防火区画、階段)**への適合性を考慮することが必要
- 違反に関しては、前回の立入検査結果のみならず、**防火対象物定期点検報告、消防訓練の報告**などの報告制度を有効に活用
- リストを作成(拡充)し、建築構造3項目の適合状況を加えるとともに、査察実施日のみならず、防火対象物定期点検報告等の情報を記載する。また、建築部局と消防部局で情報を共有し、対象物の査察の優先度を整理
- また、査察の実実施計画について、**複数の視点で確認できるチェック体制を整備することが必要**